

芦屋市条例第17号

芦屋市立すくすく学級の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市立すくすく学級の設置及び管理に関する条例（平成23年芦屋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(事業) 第3条 すくすく学級は、次に掲げる事業を行う。 (1) (略) (2) 日中一時支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第77条第5項</u> に規定する事業として行う支援のうち、日中、 <u>障がい</u> に活動の場を提供するとともに、 <u>障がい児</u> を見守り、社会に適應するための日常的な訓練等をいう。）を行う事業 (3) (略)	(事業) 第3条 すくすく学級は、次に掲げる事業を行う。 (1) (略) (2) 日中一時支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） <u>第77条第3項</u> に規定する事業として行う支援のうち、日中、 <u>障害児</u> に活動の場を提供するとともに、 <u>障害児</u> を見守り、社会に適應するための日常的な訓練等をいう。）を行う事業 (3) (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。